

加古川刑務所女子収容棟増設に伴う運営業務の
民間委託に関する検討会議について

1 日 時

平成23年3月18日（金）～25日（金）

2 委 員

早瀬 勇 横浜日独協会会長

只木 誠 中央大学法科大学院・法学部教授

三木 賢治 株式会社ジェーワン常勤顧問（元毎日新聞論説委員）

藤原 崇 加古川市副市長

3 概 要

（１）会議開催の経緯

平成21年度一般会計補正予算（第1号）において、加古川刑務所に女子受刑者200名を収容する収容棟等の整備に係る予算が措置されたところ、増設部分の運営業務については、現在のPFI事業の対象業務として一体として実施することが、経済性の確保等の観点から合理的であると考えられる。

そこで、女子収容棟等の運営業務を現在のPFI事業者に委託することについて、競争性を担保しつつ、透明性を確保することをもとめる民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の趣旨を踏まえ、播磨社会復帰促進センター等運営事業事業者選定委員会の委員により構成される会議を開催して検討を行うこととしたものである。

（２）主な論点

加古川刑務所女子収容棟等の増設に伴って増加する運営業務について、播磨社会復帰促進センター等運営事業の対象業務として追加し、播磨ソーシャルサポート株式会社に委託することとする契約変更の妥当性

（３）検討結果

東北地方太平洋沖地震発生により、持ち回り審査に変更したため、各委員から個別に意見を聴取し、PFI事業契約を変更することの妥当性について合意した主な結果は、次のとおりである。

- たとえば、女子収容棟で緊急事態が発生した場合に、既存施設で勤務する警備職員が支援するなど、施設の保安に支障を生じるおそれがないように適正かつ確実に業務を実施するためには、女子収容棟等に係る運営については、既存施設と同一の指揮命令系統の下、一体として運用する必要があると考えられる。
- 追加する運営業務を他の事業者へ委託した場合には、業務責任者を別に配置する費用など、既存の業務に共通する経費が新たに必要となるため、国にとっては不利であ

るといえる。

- 以上のことから、女子収容棟等増設に係る運営業務については、播磨社会復帰促進センター等運営事業の対象業務として追加することとし、播磨ソーシャルサポート株式会社と契約を変更することは妥当な方策であると考えられる。